

事 務 連 絡  
平成 2 5 年 8 月 9 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会  
各 都 道 府 県 知 事  
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 学 長 殿  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長

文 部 科 学 省 ス ポ ー ツ ・ 青 少 年 局 ス ポ ー ツ 振 興 課  
ス ポ ー ツ ・ 青 少 年 企 画 課  
参 事 官 ( 体 育 ・ 青 少 年 ス ポ ー ツ 担 当 ) 付

### 水 泳 プ ー ル の 安 全 管 理 に つ い て ( 依 頼 )

水泳プール（以下「プール」という）は、水の危険を十分理解できない子供も利用するものであり、プールを安全に利用できるよう、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えることが不可欠であることから、日頃よりこの観点に立って対応いただいていることと存じます。

しかしながら、8月8日、長崎市の市立小学校プールで、地域児童への開放中に、循環口に児童の足が吸着し、外れなくなる事故が発生したことは、誠に遺憾であります。

文部科学省では、プールを安全に利用するための管理体制の整備について、平成11年8月6日付け11体体第26号で通知し、平成19年以降は「プールの安全標準指針」（平成19年3月、文部科学省・国土交通省）を添付して、毎年安全確保について通知（本年度については、平成25年5月16日付け25文科ス第105号）しているところです。

特に、このたびの事故に関しては、前記両通知の記1及び「プールの安全標準指針」に関係して、小プールについて排（環）水口の安全対策等の適切な措置が講じられていない可能性が指摘されております（8月9日現在）。

については、このような事故の再発防止のため、プールの大小を問わず排（環）水口等の施設・設備の安全点検及び確認を実施の上、施設・設備に不備があることが判明した場合には当該プールの使用を中止することを含め、前記通知の趣旨の徹底を改めてお願いします。

なお、各都道府県教育委員会及び各都道府県知事におかれては、城内の市区町村教育委員会及び城内の私立学校、市区町村関係部局に対しても周知されるようお願いいたします。

文 部 科 学 省 ス ポ ー ツ ・ 青 少 年 局  
電 話 : 03 - 5253 - 4111 ( 代 表 )  
ス ポ ー ツ 振 興 課 ( 公 営 プ ー ル 担 当 ) ( 内 線 : 2686 )  
ス ポ ー ツ ・ 青 少 年 企 画 課 ( 学 校 プ ー ル 施 設 担 当 ) ( 内 線 : 2672 )  
参 事 官 ( 体 育 ・ 青 少 年 ス ポ ー ツ 担 当 ) 付 ( 内 線 : 2674 )